

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 8月10日

新潟地方裁判所高田支部

裁判所書記官 西 澤 毅

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 7日から 令和 8年 9月14日 午後 3時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 9月17日 午前10時00分 場 所 新潟地方裁判所高田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年10月 1日 午前 9時50分 場 所 新潟地方裁判所高田支部
特別売却 実施期間	令和 8年 9月24日 午前 9時00分から 令和 8年 9月28日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 8月10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和.7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	8,730,000 6,984,000	一括	1,746,000	47,178	9,777
1	3,280,000				
2	440,000				
3	5,010,000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 上越市東雲町二丁目 |
| | 地 番 | 1 1 7 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 6 . 4 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 上越市東雲町二丁目 |
| | 地 番 | 1 1 7 6 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 7 . 6 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 上越市東雲町二丁目 1 1 7 5 番地、1 1 7 6 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 1 7 5 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 9 . 5 6 平方メートル
2階 3 8 . 0 9 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 7月 17日

新潟地方裁判所高田支部

裁判所書記官 西 澤 毅

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 上越市東雲町二丁目 |
| | 地 番 | 1 1 7 5 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 6 . 4 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 上越市東雲町二丁目 |
| | 地 番 | 1 1 7 6 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 7 . 6 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 上越市東雲町二丁目 1 1 7 5 番地、1 1 7 6 番地 |
| | 家屋 番号 | 1 1 7 5 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 9 . 5 6 平方メートル
2 階 3 8 . 0 9 平方メートル |



令和7年(ケ)第26号
令和8年1月16日受理
令和8年2月10日提出

現況調査報告書

新潟地方裁判所高田支部

執行官 間 鉄 雄 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- 1 所 在 上越市東雲町二丁目
 地 番 1175番
 地 目 宅地
 地 積 206.40平方メートル
- 2 所 在 上越市東雲町二丁目
 地 番 1176番
 地 目 宅地
 地 積 27.68平方メートル
- 3 所 在 上越市東雲町二丁目 1175番地、1176番地
 家屋 番号 1175番
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 69.56平方メートル
 2階 38.09平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	新潟県上越市東雲町二丁目9番22号			
土地	物件1、2			
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件3			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類： 構造： 床面積： </td> </tr> </table>		{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 </td> </tr> </table>		[	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日
[	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 物件1及び物件2の土地は、物件3の建物の敷地として一体となって利用されている。
- 2 物件1及び物件2の土地は南東側で幅員約16メートル(車道約9メートル、歩道各3.5メートル)の市道直江津駅南幹線に接面する。
- 3 物件1及び物件2の土地は南東側の間口が約11メートル、奥行きが約21メートルの土地で、土地の形状は、ほぼ法務局備付の公図のとおりである。
- 4 物件2の土地上に東日本電信電話株式会社が所有、管理する電柱(駅西一幹3)1本が存在する。
- 5 物件1の土地上にカーポート(約2.1メートル×約4.2メートル)が存在するほか、物件1及び物件2の土地の北東側に仮設のプレハブ物置(約1.4メートル×約2.2メートル)が存在する。
- 6 物件3の建物の1階南東側にサンルーム(約1.8メートル×約3メートル)が付設されている。本件サンルームは基礎が認められないので、建物の床面積に換算しなかった。
- 7 物件3の建物の2階南東側和室のクロスにひび割れが確認できるほか、畳が黒く腐食している。
- 8 隣地等の所有者(登記簿上)
- ① 上越市東雲町二丁目1172番2の所有者：A
- ② 上越市東雲町二丁目1177番の所有者：B
- ③ 上越市東雲町二丁目1174番の所有者：C
- ④ 上越市東雲町二丁目1047番(公衆用道路)所有者：建設省
- ⑤ 上越市東雲町二丁目1068番、同所1195番(いずれも公衆用道路)の所有者：上越市

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ D (債務者会社代表者兼所有者)	1 物件1及び物件2の土地所有者で、物件3の建物の共有者であったEは実父にあたります。父は平成16年4月に他界し、私が物件1及び物件2の土地と物件3の建物の父の共有持分を相続しました。 2 物件3の建物は、私が居宅として使用しています。自宅には1日おきに訪問介護のヘルパーさんが来てくれます。 3 物件3の建物は平成9年3月に新築した建物です。建物を新築した後、増改築等はありません。新潟県中越沖地震の時に風呂の給湯器が故障したので給湯器を新調しました。 4 令和6年1月の能登半島地震の際に、直江津地域はかなり揺れました。物件3の建物の2階南東側和室のクロスのひび割れはその際に起きたものと思われます。 5 物件3の建物の南東側にあるサンルーム(物干場)は物件3の建物の新築時と同時に付設しました。 6 物件1及び物件2の土地の境界に関し、隣地所有者らから異議を言われたことは一度もありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年1月19日 (月) 9:30-9:35	新潟地方法務局上越支局	公図、建物図面、登記事項要約書取得
8年1月19日 (月) 9:55-10:00	上越市役所税務課	資産証明書及び間取図写の交付申請書持参(令和8年1月26日資産証明書等取得)
8年1月19日 (月) 10:25-10:40	目的物件所在地	全戸不在。外観調査。写真撮影
8年2月6日 (金) 10:00-11:00	目的物件所在地	立入調査。写真撮影。所有者Dと面談
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

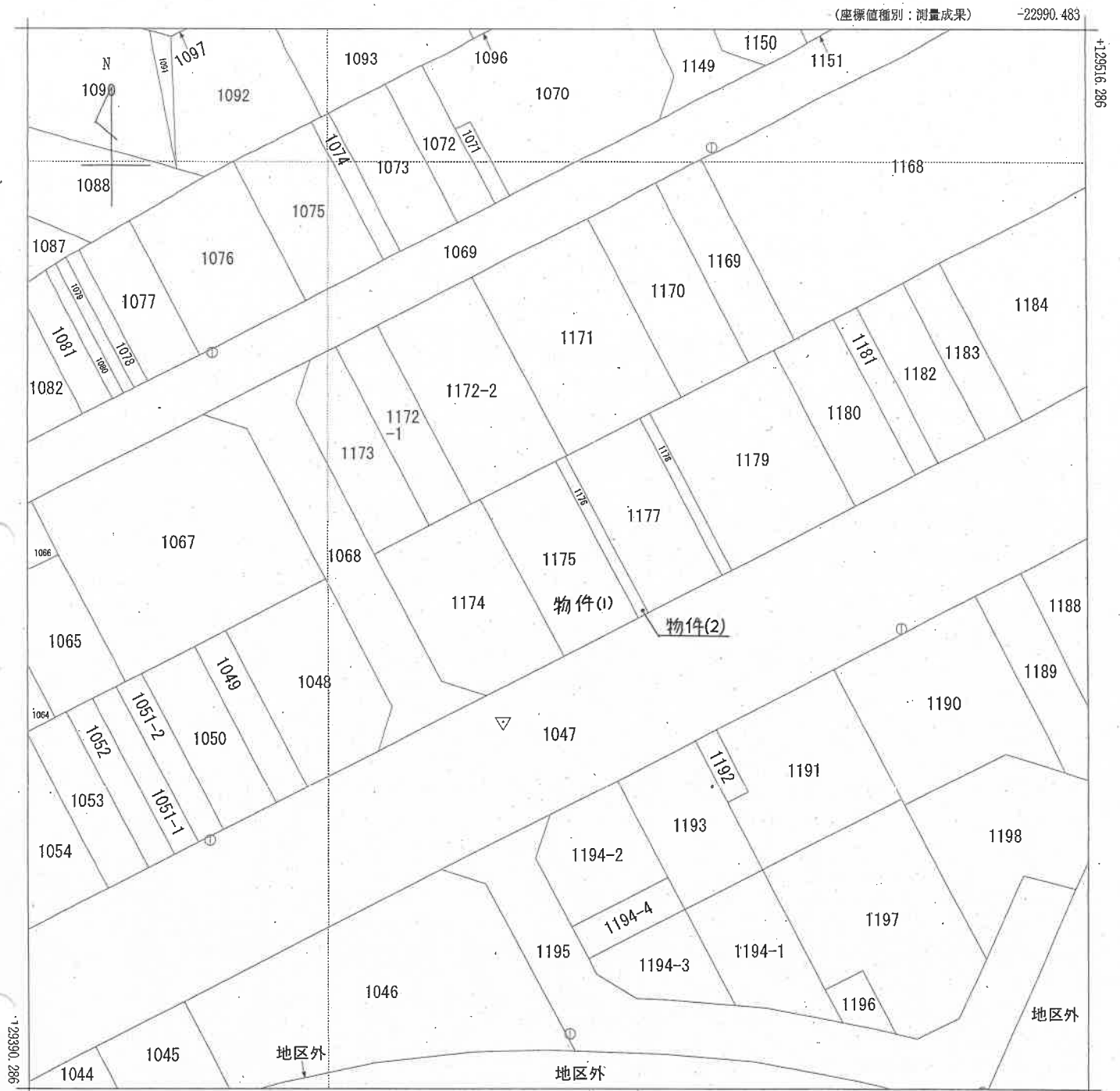
(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

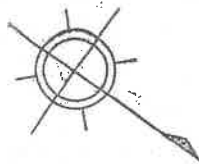


(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(noto2024_BL.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院による座標補正パラメータ(chuetsuoki2007.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。

新潟地方法務局上越支局備付図面写し (ただし A3をA4に縮小)

地番区域見出し
東雲町2丁目

請 求 部	所 在					上越市東雲町二丁目					地 番		1175番							
出 力 縮 尺	1/500		精 度 区 分		甲二		座標系番号又は記号		Ⅷ		分類		地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類		土地区画整理所在図			
作 成 年 月 日							備 付 年 月 日 (原図)		平成9年7月16日					補 記 項						



新潟地方法務局上越支局備付図面写し
(ただし A3をA4に縮小)

公用



(複写機により作成)

請求部分	上越市東雲町2丁目	1175番	以下余白
縮尺	1 / 500		

これは図面の写しである。

令和8年1月19日

新潟地方法務局上越支局

登記官

(7 枚目)

登記年月日：平成9年3月28日

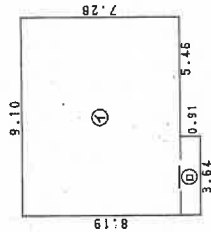
564314 各 階 平

家屋番号 47番5-1175番

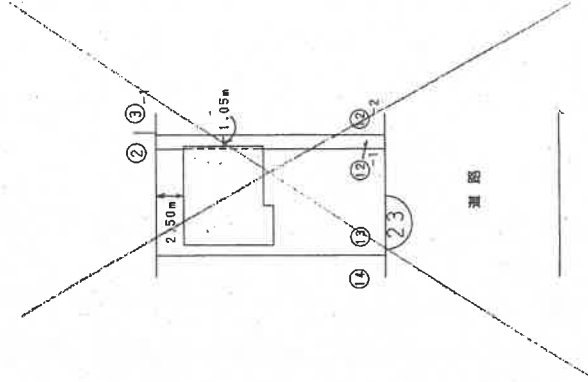
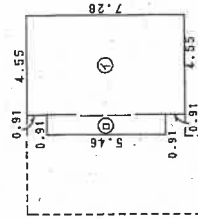
建物の所在 上越市東雲町二丁目1175番地、1176番地
(仮換地) 上越市計画事業越後江津駅南地区主地区画整理事業
上越市東雲町二丁目47番地5-47番地1-4
23街区13画地、12-1画地)

面

1階



2階



作製者

月21日作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

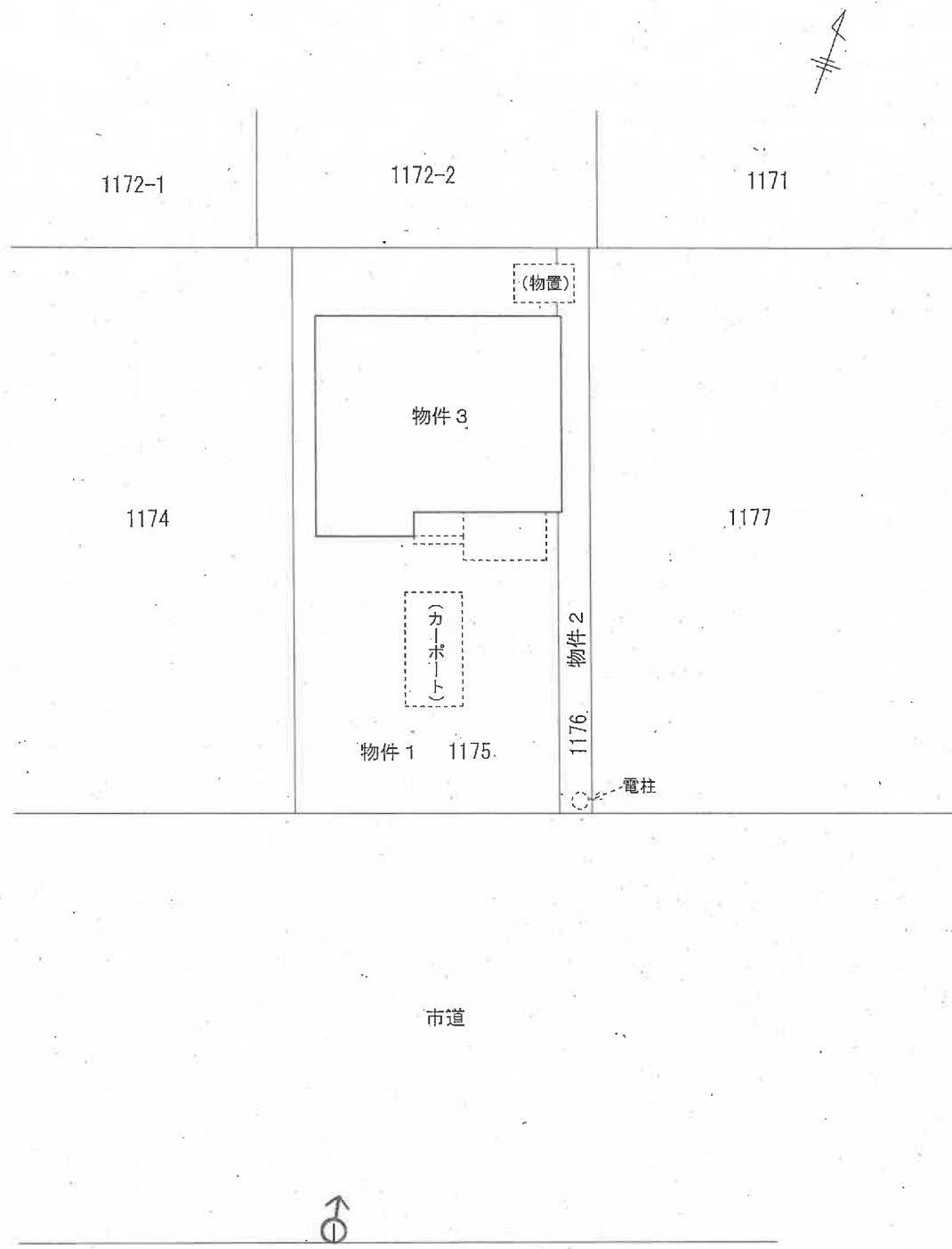
昭和・平成9年3月28日登記

新潟県土地家屋調査士会

令和7年(ケ)第26号

土地建物位置関係図
(概略図)

縮尺 1 : 250

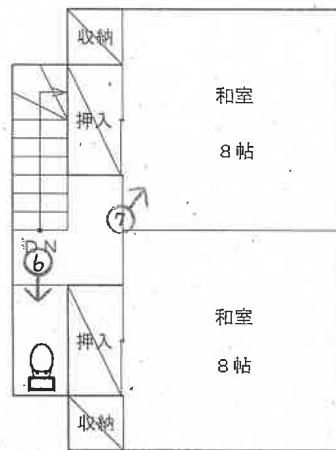


評価人作成

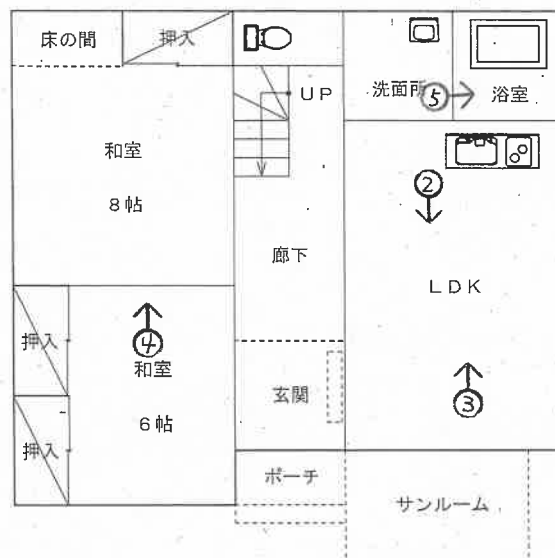
建物間取り略図

縮尺 1 : 125

物件3



2階



1階

評価人作成

写真 /



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



令和7年（ケ）第26号
令和8年2月 6日 現地調査
令和8年2月13日 評 価

新潟地方裁判所 高田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

渡 邊 光 幸

第1 評価額

一括価格	
金8,730,000円	
物件番号	内訳価格
1 (土地)	金3,280,000円
2 (土地)	金440,000円
3 (建物)	金5,010,000円

- ① 一括価格は、受命物件の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 受命物件の土地価格は建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、受命物件の建物価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	上越市東雲町二丁目 1 1 7 5 番 宅地 2 0 6 . 4 0 m ²	ほぼ左記のとおり
2	所 在 地 番 地 目 地 積	上越市東雲町二丁目 1 1 7 6 番 宅地 2 7 . 6 8 m ²	ほぼ左記のとおり
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床面積	上越市東雲町二丁目 1 1 7 5 番地、 1 1 7 6 番地 1 1 7 5 番 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 6 9 . 5 6 m ² 2 階 3 8 . 0 9 m ²	ほぼ左記のとおり
番号	特 記 事 項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等（物件1及び2）

位置・交通	妙高はねうまライン「直江津」駅、南西方約 650 m (別添位置図参照)
付近の状況	直江津駅南方の区画整理された地域に存し、幹線市道沿いには戸建住宅のほか各種医院や、店舗、共同住宅等が混在して建ち並んでいる。 道路の系統・連続性は概ね良好、生活上の利便施設や公共施設等への接近性は概ね普通程度である。
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % 無
画地条件 (規模、形状等)	物件1及び2は一体利用されており、南東側が市道にほぼ等高に接面する間口約 11 m、奥行約 21 m、公簿地積延べ 234.08 m ² 、概ね長方形の中間画地である。
接面道路	幅員約 16 m舗装市道直江津駅南幹線
土地の利用状況 及び隣地の状況等	物件1及び2土地は一体として、物件3建物の敷地等として利用されている。物件3建物のほかに、市道寄りにカーポートが設けられているほか、画地北東寄りには仮設物置が設置され、南東隅には電柱が存している。 建物の配置状況は、概ね土地建物位置関係図のとおりである。 隣接する土地との境界争い等は、特にないと判断される。
供給、処理施設	上水道 ガス 下水道 有 (引込済) 有 (引込済) 有 (引込済)
特記事項	特にない

2. 建物の概況及び利用状況等

区 分	物件 3	
建 築 時 期 及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	平成 9 年 3 月 21 日新築
	経過年数	約 29 年
	経済的残存耐用年数	約 6 年
仕 様	構 造	木造 2 階建
	屋 根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外 壁	サイディング等
	内 壁	ビニールクロス貼り等
	天 井	ビニールクロス貼り、目透し天井等
	床	畳、フローリング、カーペット等
	設 備	電気、ガス、給水、排水、衛生等
	その他	サンルーム等
床面積（現況）	1 階 69.56 m ² 、2 階 38.09 m ² 、延べ面積 107.65 m ²	
現況用途等	階 層	2 階建
	現況用途	居宅
	間取り	4 L D K、別紙建物間取り略図のとおり
品 等	普通程度	
保守管理の状態	建築後の経過年数や風雨等の自然的作用による老朽化、摩滅等が認められる。内壁には、煙草によると思料される汚れやクロス破れ等も見られ、保守管理の状態はやや劣っている。	
建物の利用状況	建物所有者が居住しており、第三者の占有は認められない。	
特記事項	特にない	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1及び2（土地）

受命物件の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求める。

物件 番号	標準価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	48,500	1.00	206.40	0.85	8,509,000
2	48,500	1.00	27.68	0.85	1,141,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

近隣及び周辺の取引事例等と比較し、公示価格（又は県地価調査標準価格）から規(比)準し、地価水準及びその動向を勘案して上記のとおり査定した。

地価公示（上越－20）を規(比)準とした価格

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 規(比)準した価格

46,300 円/㎡ × 98.5 / 100 × 100 / 100 × 100 / 94 ≒ 48,500 円/㎡

◇時 点 修 正：地価公示の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ほぼ標準的 ± 0 %

◇地 域 格 差：街路条件、接近条件、環境条件、行政的条件 -6 %

イ 個別格差 ほぼ標準的 ± 0%

ウ 地積 登記記載の地積を採用

エ 建付減価補正率 建物と敷地との適応の状態及び建物の経済的残存耐用年数等を考慮し、建付減価補正率を 85%と判定した。

② 物件 3（建物）

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向等を考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を以下のとおり判定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
3	174,000	107.65	0.15	2,810,000

ウ 現価率

- ・経過年数約 29 年、経済的残存耐用年数約 6 年、観察減価率 30 %、残価率 5 %、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し現価率を査定した。
- ・現価率＝{残価率 5 %＋(1.00－0.05)×(経済的残存耐用年数 6 年／(経過年数 29 年＋経済的残存耐用年数 6 年))}×観察減価率(1.00－0.30)

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権等価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権価格 (円) ア×イ=ウ
1	8,509,000	0.45	法定地上権	3,829,000
2	1,141,000	0.45	法定地上権	513,000
合計				4,342,000

イ 敷地利用権等割合

敷地利用権に関しては、物件3建物について法定地上権が成立した場合の敷地利用権等割合については45%が相当と評価した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ、 1③エ、1④エ) ア	敷地利用権価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市場 修正率 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,509,000	-3,829,000		1.00	0.70	3,280,000
2	1,141,000	-513,000		1.00	0.70	440,000
3	2,810,000	+4,342,000	1.00	1.00	0.70	5,010,000
一括価格 (合計)						8,730,000

ウ 占有減価率 不要

エ 市場性修正率 不要

オ 競売市場修正率 競売物件の特殊性等に基づく市場性制約要因を70%と判断した。

第6 参考価格資料

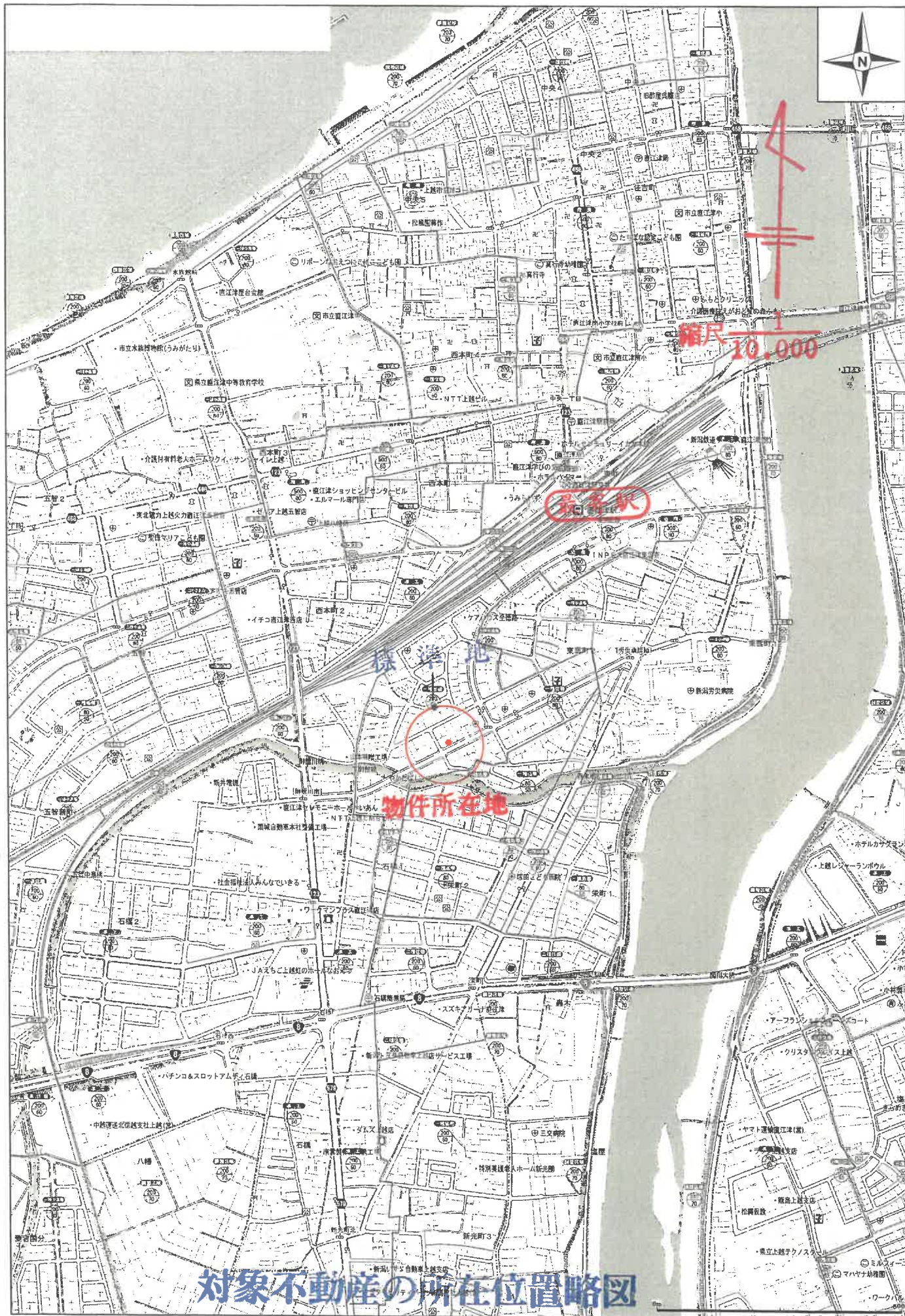
1. 地価公示価格 (上越 - 20)

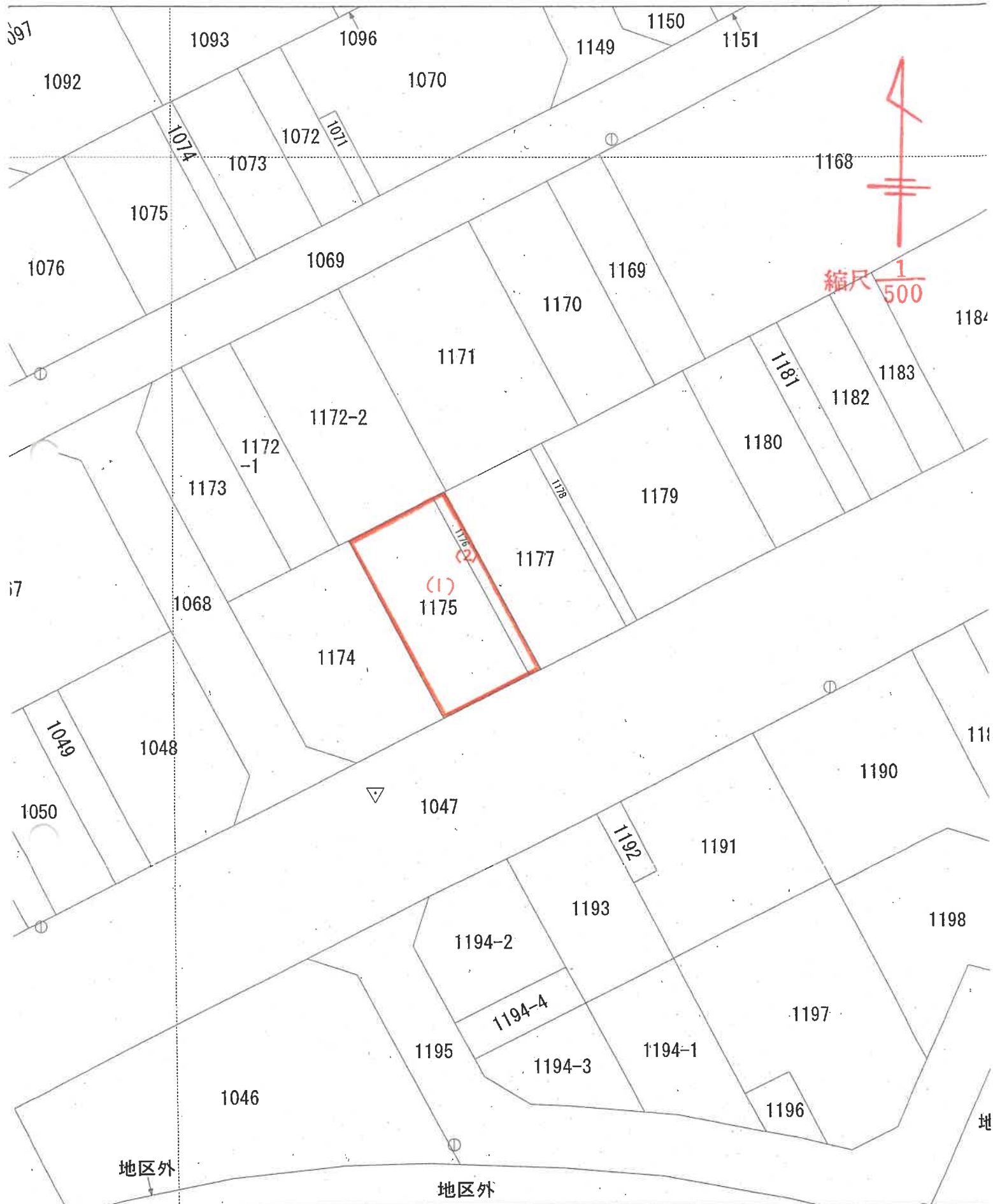
所 在	上越市東雲町2丁目1093番「東雲町2-10-28」
価 格	46,300 円/㎡
位 置	直江津駅まで道路距離約 530 m
価 格 時 点	令和7年1月1日
地積、形状	332 ㎡ (間口 1.2 : 奥行 1、ほぼ整形)
供給処理施設	上水道、都市ガス、下水道
接 面 街 路	北西側幅員約 6.5 m 舗装市道
用途指定等	市街化区域、第1種住居地域 (建蔽率 60 %・容積率 200 %)
地域の概要	戸建住宅、アパート等が混在する一般住宅地域

第7 附属資料の表示

1. 受命物件の位置図
2. 法務局備付土地更正図写
3. 法務局備付建物図面及び各階平面図写
4. 土地建物位置関係図 (概略図)
5. 建物間取り略図

以上





(座標値種別：測量成果)

公表した座標補正パラメータ(noto2024_BL.par)による修正がされています。
 公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。
 公表した座標補正パラメータ(chuetsuoki2007.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。

法務局備付公図 更正図写

地番
区域見

東雲町2丁目

564314 各階平

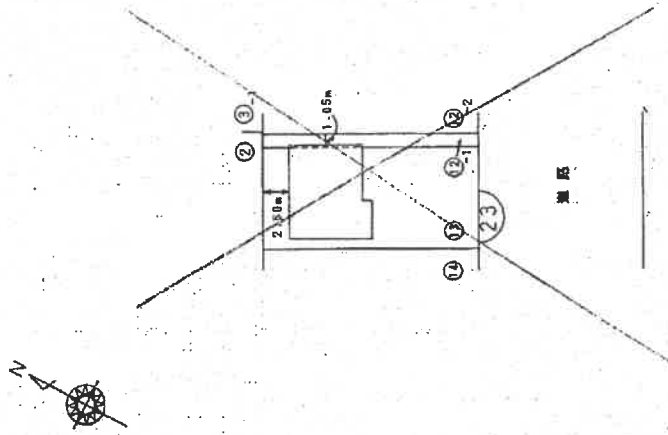
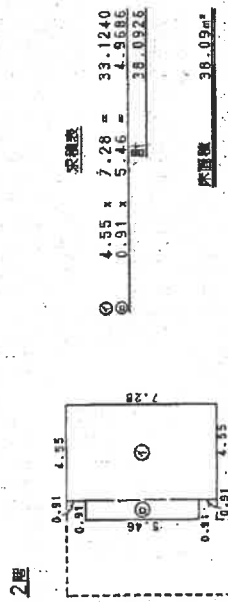
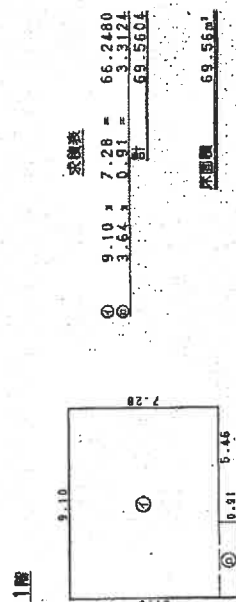
家屋番号

47番5-1175番

五

主城市區劃分21區、47巷地5、47巷地1、4
(侯硐站) 上游都市計畫事業範圍及侯硐站地區主地區區整理事業—
(範圍1-2-1) 範圍C1列地2-2

上越市東雲町二丁目 1175 番地、1176 番地。



作者

12月21日(星期四)

縮尺

中隋人

新鴻興土地家屋調查士會

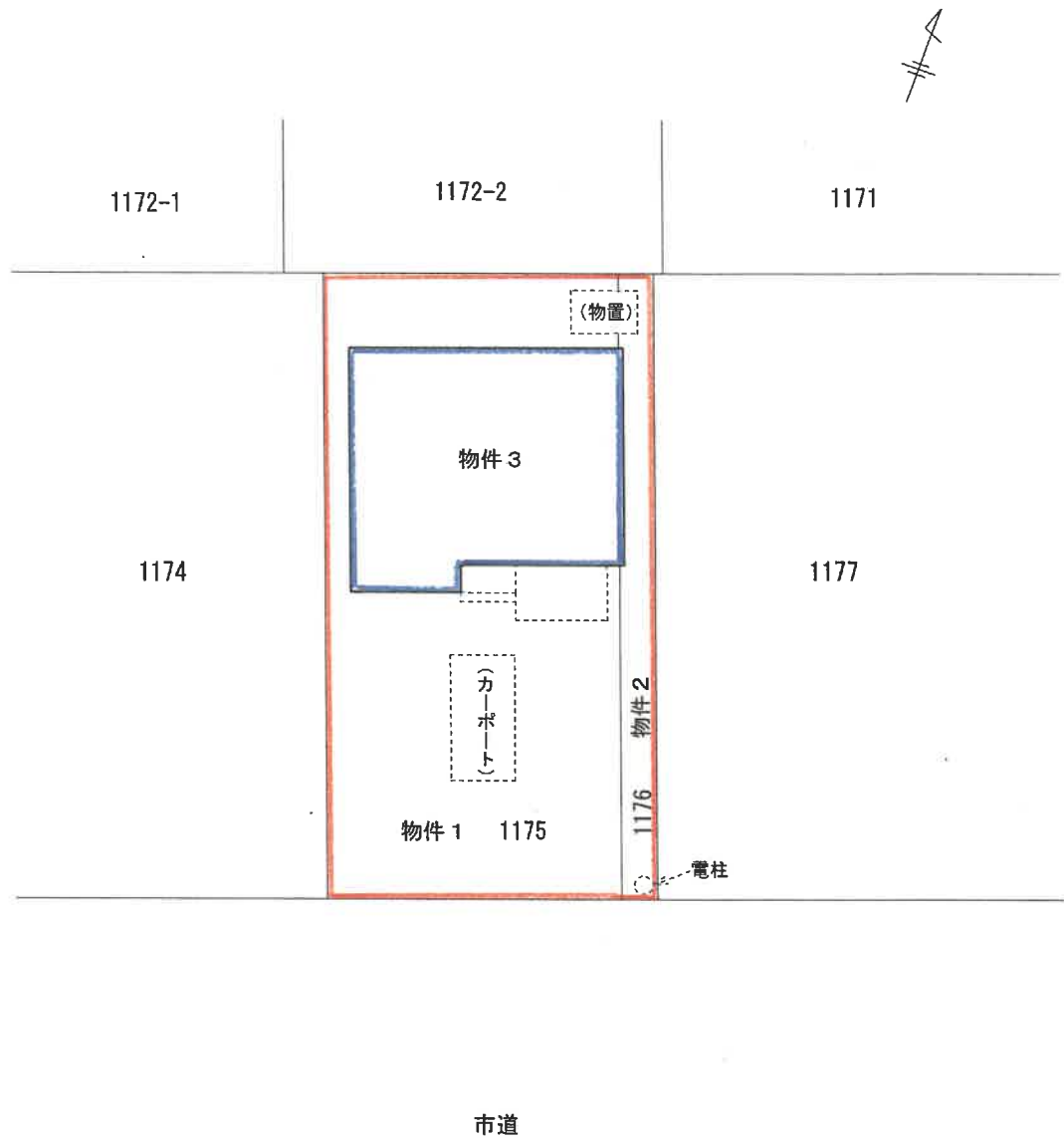
昭和十九年三月二十八日登記

請求番号: 5-3

(A3版をA4版に縮小)

土地建物位置関係図
(概略図)

縮尺 1 : 250



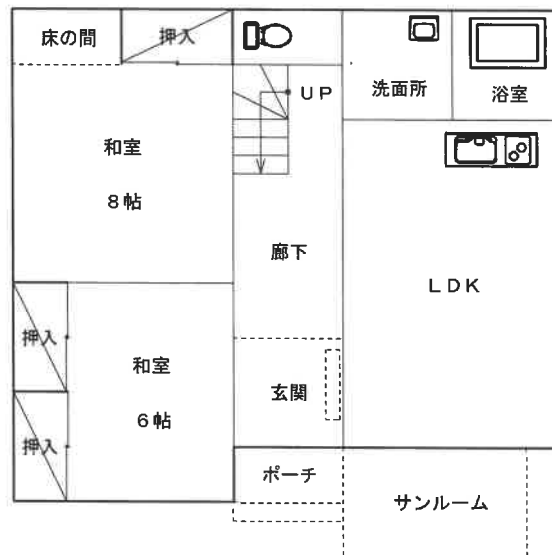
建物間取り略図

縮尺 1 : 125

物件3



2階



1階

評価人作成